

第29号議案

中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約について

中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約を下記のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

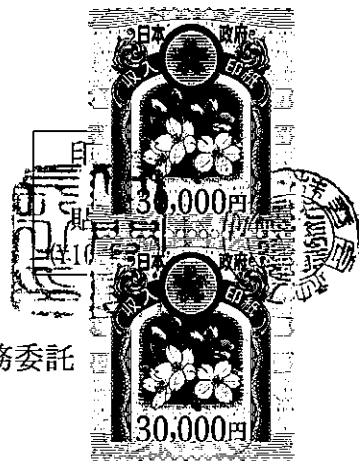
令和8年3月13日提出

中間市長 福田 浩

記

- 1 件 名 中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託
- 2 履 行 場 所 中間市体育文化センター（福岡県中間市蓮花寺三丁目1番5号）
- 3 履 行 期 間 議会議決の日の翌日から
令和8年9月30日まで
- 4 契 約 金 額 237,050,000円
- 5 契約の相手方 福岡県北九州市八幡西区市瀬一丁目2番1号
株式会社 ハッセイ
代表取締役 樋口 和宏

業務委託仮契約書



1. 業務名称 中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託
2. 履行場所 中間市体育文化センター
(福岡県中間市蓮花寺三丁目1番5号)
3. 履行期間 議会議決の日の翌日から
令和 8年 9月30日 まで
4. 業務委託料 237,050,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,550,000円)
5. 契約保証金 23,705,000円

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、中間市契約事務規則(平成19年中間市規則第19号)及び関係法令等によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この契約は、中間市議会の議決を得たときには、本契約に移行する。

令和 8年 3月 3日

発注者 福岡県中間市中間一丁目1番1号

福岡県中間市

中間市長 福田



受注者

住所 福岡県北九州市八幡西区市瀬一丁目2番1号

氏名 株式会社 ハッセイ

代表取締役 樋口 和宏



※「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に10/110を乗じて得た額である。

